

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 1 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

食品衛生法等の一部を改正する法律等の施行に伴う
集団給食施設の取扱いについて

標記については、「食品衛生法等の一部を改正する法律等の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」（令和 2 年 8 月 6 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において周知したところですが、今般、厚生労働省より、その運用について別添の通り情報提供がありました。

具体的には、「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」（令和 2 年 8 月 5 日付け薬生食監発 0 8 0 5 第 3 号通知）で記載のあった「二 営業の届出について」に関して、都道府県等からの質問が多かったことから、厚生労働省において、当該質問に対する回答を「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A」に問 15 として追加し、令和 3 年 3 月 3 日付けで各都道府県等の衛生主管部局宛てに周知しておりますので、学校給食においても、適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、学校給食の衛生管理については、「学校給食の衛生管理の徹底等について」（令和 2 年 7 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）で周知したとおり、調理等の委託を行う場合であっても、学校設置者において、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理を行う必要がありますので、引き続き、学校給食における衛生管理の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知くださるようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校給食係
電話：03(5253)4111（内線 2694）
E-Mail：shoku@mext.go.jp

写

別添

事務連絡
令和3年3月8日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う
集団給食施設の取扱いについて

集団給食施設の取扱いについては、令和2年8月5日付け薬生食監発 0805 第3号にて通知したところです。

今般、その運用について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部局宛連絡しておりますので、情報提供いたします。

【別添】

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 3 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関するQ&A」について

標記については、令和2年12月28日付け事務連絡（厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課）にてお知らせしているところです。

今般、「食品の営業規制の平準化に関する検討会」等の議論を踏まえ、別添のとおり「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関するQ&A（別添1及び別添2）」を改正するとともに、厚生労働省ホームページに掲載しましたので、業務の参考のためお知らせします。

（参考）

○厚生労働省ホームページ

「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/hokenkinou/qa/index.html 4. 営業許可及び営業届出)

令和 2 年 1 2 月 2 8 日 作成
(最終改正：令和 3 年 3 月 3 日)
(下線部は改正箇所)

営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A

平成 30 年 6 月 13 日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律では、実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種（政令で定める 34 業種）以外の事業者の届出制度の創設に関する内容が盛り込まれています。ここでは、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関してよく寄せられる質問にお答えします。

○本 Q&A における用語の定義

- ・新法：食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による改正後の食品衛生法
- ・旧法：改正法による改正前の食品衛生法
- ・新施行令：食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号。以下「改正政令」という。）による改正後の食品衛生法施行令
- ・旧施行令：改正政令による改正前の食品衛生法施行令

【目次】

I. 制度全般について

問 1 漁業者が自らかき以外のむき身の処理を行う場合には、採取の範疇と整理され許可及び届出が不要と示されました（※1）が、都道府県等の独自条例により引き続き規制を継続してもいいですか。

II. 営業の許可に関する経過措置について

問 2 新たに政令許可業種に指定される業種に対して 3 年間の経過措置期間が設けられましたが、新設業種ではないが、これまで許可の対象ではなく、今回の改正により許可業種に含まれる食品（そうざい半製品等）の製造も同様の経過措置が適用されると考えてよいですか。

問 3 食品の小分け業は新たな許可業種になりますが、従前の許可の範疇で営業を行っていた場合（例えば菓子製造業を取得して菓子の小分けを行っていた場合）は、3 年間の経過措置の対象ではなく、既存の営業許可の有効期間の満了日までの間は、これまでどおり営業ができると考えてよいですか。

Ⅲ. 個別の営業許可業種について

問4 令和2年7月22日付け通知「高度な機能」の条件を満たす自動販売機の機種リストについて」で示された機種以外は、「高度な機能」を有していないとして営業許可の対象となりますか。

問5 令和3年6月1日時点で、水産製品製造業の条例許可を有し水産製品を製造している営業者は、いつまでに新政令における水産製品製造業の許可を取得する必要があるのでしょうか。

問6 精製等の高度な加工を行うゼラチン及びコラーゲンの原料が、魚の皮、鱗等の魚介類の場合は、水産製品製造業の許可の対象となりますか。

問7 新施行令に、複合型製造業で製造ができる業種（食品）が列挙されているが、1施設1許可の原則を踏まえ、主たる取扱い食品が列挙されている業種の範囲であれば、複合型製造業で、新施行令に列挙されていない業種の食品を製造等することは可能ですか。例えば、複合型製造業で、新施行令に列挙されていない漬物製造を行えますか。

問8 厚生労働省令で規定している施設の基準（参酌基準）では、そうざい製造業と冷凍食品製造業とは同じ施設基準が示されています。

複合型そうざい製造業や複合型冷凍食品製造業を取得すれば、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業、麺類製造業の営業許可の取得が免除されますが、これらの営業許可の施設基準には複合型そうざい製造業や複合型冷凍食品製造業で求められていない基準もあります。複合型そうざい製造業を取得して菓子製造等を行いたい場合は、追加で菓子製造業等の施設基準を満たす必要がありますか。

問9 「そうざい」には当たらない麺や菓子の冷凍食品を製造する場合は、冷凍食品製造業の許可ではなく、麺類製造業や菓子製造業等の許可の取得のみでよいですか。

問10 現在、各都道府県等が独自に定めている条例許可業種又は条例届出業種のうち、改正食品衛生法で届出業種の対象となるものについて、令和3年6月1日の時点で改正食品衛生法に基づく届出をしたとみなすことはできますか。

問11 許可営業のみを廃業し、届出営業は継続する場合には、（規則第71条の2の廃業届に加え）新たに規則第70条の2の届出が必要ということでしょうか。

問 12 令和 3 年 6 月以降の経過措置期間中に営業許可申請情報に変更等が発生した場合、旧法又は新法のどちらに基づき手続きを行えば良いのですか。

IV. 施設基準について

問 13 施設基準中、複数箇所で「…室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。」と記載があるが、「室を場所とする場合」とはどういった意味でしょうか。

加えて、住居の台所と営業施設の兼用は認められないと考えてよいですか。

V. 廃業届出について

問 14 政令許可業種から政令届出業種に移行する業種（例えば、乳類販売業）を、令和 3 年 6 月 1 日時点で行っている者は、令和元年政令第 123 号第 10 条に基づき、同日付けで届出したものとみなす規定があります。

本経過措置の対象となる営業者は、届出業種への移行に際し、政令許可業種について、廃業届を出す必要はありますか。

VI. 都道府県等から寄せられた質問

問 15 集団給食施設において、施設の設置者又は管理者が調理業務を外部事業者に委託する場合、営業許可と営業届出はどのように判断すればよいですか。

外部に調理業務を委託し、衛生管理計画を分担して作成している場合、施設側（委託側）は重ねて届出が必要ですか。

保育園等の運営（調理業務を含む。）を全て委託されている受託事業者は、営業許可が必要ですか。

【質問と回答】

I. 制度全般について

問 1 漁業者が自らかき以外のむき身の処理を行う場合には、採取の範疇と整理され許可及び届出が不要と示されました（※1）が、都道府県等の独自条例により引き続き規制を継続してもいいですか。

- 食品衛生法において、水産業における食品の採取業は営業に含まないとされている（※2）ため、採取業に該当する事業者に対して、同法に基づく営業許可を取得させ、又は届出を行わせることはできません。
- 食品衛生法上の営業に該当しない採取業に対して、条例で独自に食品衛生の確保のために施設基準を設ける場合は、その必要性や相当性について、地方自治体において十分検討いただくようお願いします。
- なお、採取者についても、食品等事業者であり、食品の安全を確保する責務を有している（※3）ことから、許可・届出の有無にかかわらず、必要に応じて

衛生管理に係る指導を行うことは可能です。

(参考)

- ※1：「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について」(令和2年5月18日付け薬生食監発0518第1号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)の別紙
- ※2：食品衛生法第4条第7項
- ※3：食品衛生法第3条第1項

Ⅱ. 営業の許可に関する経過措置について

問2 新たに政令許可業種に指定される業種に対して3年間の経過措置期間が設けられましたが、新設業種ではないが、これまで許可の対象ではなく、今回の改正により許可業種に含まれる食品(そうざい半製品等)の製造も同様の経過措置が適用されると考えてよいですか。

- そうざい半製品については、旧施行令において、「そうざいの中間製品はそうざいに含まない」と整理していましたが、営業許可業種の再編に際して開催した検討会で、「そうざい半製品」を製造する際には、「そうざい製造業」の営業許可が必要であると整理(※1)したものです。従って、「そうざい半製品を製造する営業」については、「旧施行令の第三十五条各号の営業に該当しない営業」に該当し、3年間の経過措置が適用されます(※2)。
- なお、令和2年8月5日付けで通知している「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」で示した集団給食施設については、旧施行令においても飲食店営業という業種があり、かつ、集団給食施設は、実態上飲食店営業の許可を取得しなくてはならなかったものの、厚生労働省の運用上の取扱いとして、飲食店営業の許可の取得は不要という整理をしていただけなので、「旧施行令第三十五条各号の営業に該当しない営業」には該当せず、経過措置の対象にはなりません。

(参考)

- ※1：食品の営業規制に関する検討会とりまとめ(政省令関係事項)5(4)ツ
- ※2：食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)第9条

問3 食品の小分け業は新たな許可業種になりますが、従前の許可の範囲で営業を行っていた場合（例えば菓子製造業を取得して菓子の小分けを行っていた場合）は、3年間の経過措置の対象ではなく、既存の営業許可の有効期間の満了日までの間は、これまでどおり営業ができると考えてよいですか。

- 新たな許可業種であれば3年間の経過措置の対象となりますが、菓子製造業を取得して菓子の小分けを行っていた場合など既に旧施行令第35条の各号の営業の許可を取得して、営業を行っていた場合は、改正政令附則第2条第1項の対象となり、取得済みの営業許可の範囲内で、有効期間の満了日まで営業を行うことが可能です。

（参考）

- ・食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条第1項

Ⅲ. 個別の営業許可業種について

< 2 自動販売機について >

問4 令和2年7月22日付け通知「「高度な機能」の条件を満たす自動販売機の機種リストについて」で示された機種以外は、「高度な機能」を有していないとして営業許可の対象となりますか。

- 高度な機能を有しているとして営業許可の対象外となるものは、令和2年7月22日付け通知「高度な機能」の条件を満たす自動販売機の機種のリストについて」で示した機種のみとなります。そのため、リストに記載されていない機種は、営業許可の対象となります。
なお、「高度な機能」の条件を満たす自動販売機の機種のリストについては、逐一更新の上、通知をする予定であることから留意願います。

（参考）

- ・「高度な機能」の条件を満たす自動販売機の機種のリストについて（令和2年7月22日付け薬生食監発0722第4号）

< 16 水産製品製造業について >

問5 令和3年6月1日時点で、水産製品製造業の条例許可を有し水産製品を製造している営業者は、いつまでに新政令における水産製品製造業の許可を取得する必要があるのでしょうか。

- 新施行令における水産製品製造業については、改正政令第9条が適用され、3年間の経過措置期間があることから、条例許可業種としての水産製品製造業の許可満了日にかかわらず、経過措置期間が満了するまでに、新施行令における水産製品製造業を取得するようお願いいたします。

(参考)

・「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(令和元年政令第123号)第9条

問6 精製等の高度な加工を行うゼラチン及びコラーゲンの原料が、魚の皮、鱗等の魚介類の場合は、水産製品製造業の許可の対象となりますか。

- ゼラチン又はコラーゲンを製造する施設は、水産製品製造業の許可の対象ではなく、届出の対象となります。
同様に、牛骨、牛皮、豚皮等からゼラチン又はコラーゲンを製造する営業も届出の対象となります。

(参考)

・食品の営業規制に関する検討会とりまとめ(政省令関係事項)5(4)サ

< 26 複合型そうざい製造について >

問7 新施行令に、複合型製造業で製造ができる業種(食品)が列挙されているが、1施設1許可の原則を踏まえ、主たる取扱い食品が列挙されている業種の範囲であれば、複合型製造業で、新施行令に列挙されていない業種の食品を製造等することは可能ですか。例えば、複合型製造業で、新施行令に列挙されていない漬物製造を行えますか。

- 複合型の製造業は、新施行令で列挙された業種に係る食品の製造を行う営業が対象です。ただし、主たる営業(取扱い食品)に附帯して、新施行令に列挙されていない業種に係る食品の製造をすることは可能です。
複合型の製造業で漬物製造が可能かについては、漬物製造が、列挙された業種に係る食品の製造に附帯して行われているか、また、当該漬物がそうざいや

新施行令の業種に類する食品かなど、全体の業態を鑑み、判断するようお願いいたします。

(参考)

・「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」(令和元年12月27日付け生食発1227第2号)別添第1の1ア

問8 厚生労働省令で規定している施設の基準(参酌基準)では、そうざい製造業と冷凍食品製造業とは同じ施設基準が示されています。

複合型そうざい製造業や複合型冷凍食品製造業を取得すれば、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業、麺類製造業の営業許可の取得が免除されますが、これらの営業許可の施設基準には複合型そうざい製造業や複合型冷凍食品製造業で求められていない基準もあります。複合型そうざい製造業を取得して菓子製造等を行いたい場合は、追加で菓子製造業等の施設基準を満たす必要がありますか。

- 施設に対して、複合型の施設基準に、追加で食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業、麺類製造業の個別の施設基準を求める必要はありません。なお、「HACCPに基づく衛生管理」により、必要な衛生管理の措置が十分に担保されるよう取り扱ってください。

(参考)

・食品の営業規制に関する検討会とりまとめ(政省令関係事項)5(4)ツ及びテ)
・「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」(令和元年12月27日付け生食発1227第2号)別添第1の2ア

< 27 冷凍食品製造について >

問9 「そうざい」には当たらない麺や菓子の冷凍食品を製造する場合は、冷凍食品製造業の許可ではなく、麺類製造業や菓子製造業等の許可の取得のみでよいですか。

- 当該施設が麺類製造等を主として行っており、その一部を冷凍食品として製造している場合は、主として製造している食品に対する業種(例えば麺類製造業)の許可のみで製造が可能です。
なお、冷凍食品製造業の対象となる食品は、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)において規格基準が定められている冷凍食品となります。そのため、当該冷凍食品を主として製造しているのであれば、そ

うざいを製造していなくても冷凍食品製造業の許可を取得する必要があります。

(参考)

・「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」(令和元年12月27日付け生食発1227第2号)別添第1の1(27)

問10 現在、各都道府県等が独自に定めている条例許可業種又は条例届出業種のうち、改正食品衛生法で届出業種の対象となるものについて、令和3年6月1日の時点で改正食品衛生法に基づく届出をしたとみなすことはできますか。

- 条例許可業種及び条例届出業種は、改正政令第10条に規定される経過措置の対象外のため、令和3年6月1日時点で当該営業をしていた場合でも、新法第57条第1項に基づく届出をしたものとみなすことはできません。

問11 許可営業のみを廃業し、届出営業は継続する場合には、(規則第71条の2の廃業届に加え)新たに規則第70条の2の届出が必要ということでしょうか。

- 御質問のとおり、許可営業のみを廃業し、届出営業は継続する場合には、許可営業にあつては食品衛生法施行規則第71条の2の廃業届を提出し、届出営業にあつては同規則第70条の2の営業届を提出してください。

問12 令和3年6月以降の経過措置期間中に営業許可申請情報に変更等が発生した場合、旧法又は新法のどちらに基づき手続きを行えば良いのですか。

- 旧法に基づく営業許可がなされている場合、改正政令附則第2条第1項に基づき、経過措置期間は旧法令の規定が適用されることになるから、変更等の手続についても、旧法令の規定に基づき、行うこととなります。

IV. 施設基準について

問 13 施設基準中、複数箇所で「…室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。」と記載があるが、「室を場所とする場合」とはどういった意味でしょうか。

加えて、住居の台所と営業施設の兼用は認められないと考えてよいですか。

- 前文で「室又は場所」と規定しているので、ここでは、場所の場合に適用する基準であることを明確にするため、「室を場所とする場合」としたものです。住居の台所は、食品衛生法施行規則別表 19 二に示す「食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所」に該当します。そのため、住居の台所と営業施設は、工程の配慮や時間設定による区画ではなく、物理的に区画されていることが必要です。

(参考)

※第 2 回食品の営業規制の平準化に関する検討会 資料 2

V. 廃業届出について

問 14 政令許可業種から政令届出業種に移行する業種（例えば、乳類販売業）を、令和 3 年 6 月 1 日時点で行っている者は、令和元年政令第 123 号第 10 条に基づき、同日付けで届出したものとみなす規定があります。

本経過措置の対象となる営業者は、届出業種への移行に際し、政令許可業種について、廃業届を出す必要はありますか。

- 政令許可業種から届出業種へ取扱いが変更されたものの、営業自体は継続していることから、廃業届を提出する必要はありません。

VI. 都道府県等から寄せられた質問

問 15 集団給食施設において、施設の設置者又は管理者が調理業務を外部事業者^①に委託する場合、営業許可と営業届出はどのように判断すればよいですか。

外部に調理業務を委託し、衛生管理計画を分担して作成している場合、施設側（委託側）は重ねて届出が必要ですか。

保育園等の運営（調理業務を含む。）を全て委託されている受託事業者は、営業許可が必要ですか。

- 集団給食施設の設置者又は管理者が「調理業務」を外部事業者に委託した場合は、その他の業務の委託状況にかかわらず、受託事業者は飲食店営業の許可が必要です。
- 令和3年6月1日以降、受託事業者（営業者）は HACCP に沿った衛生管理（衛生管理計画の作成等）が必要です。
 なお、衛生管理計画については受託事業者（営業者）及び委託側（学校、病院等）の衛生管理の役割分担に応じて作成してください。

＜調理業務の委託の例＞（※施設設備の管理は施設側が行う）

委託の パターン	委託内容				許可の可否
	献立 作成	材料 調達	調理	衛生管理手順 の作成（※）	
①	×	×	○	×	○
②	×	×	○	○	
③	○	○	○	×	
④	×	○	○	△※	

- 外部に調理業務を委託した場合、施設側（委託側）は新法第 68 条第 3 項の「継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合」には該当しないことから、届出は不要です。そのため、衛生管理計画の作成については義務づけられていませんが、必要に応じ受託事業者（営業者）と調整してください。
- 保育園等の運営（調理業務を含む。）を全て委託されている場合、受託事業者（集団給食施設の管理者に該当。）は「営業以外の場合で学校、病院その他

の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合」に該当することから、集団給食施設の届出を行ってください。

(参考)

・「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」(令和2年8月5日付け薬生食監発 0805 第3号)

【営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関するQ&A 改正経緯】

- 令和2年12月28日 初版
- 令和3年3月3日 改正

事務連絡
令和2年8月6日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

食品衛生法等の一部を改正する法律等の施行に伴う
集団給食施設の取扱いについて

標記について、厚生労働省から「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）については、平成30年6月13日に公布され、また、改正法の施行に伴う関係政省令が令和元年11月7日及び同年12月27日に公布されたところ、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第62条第3項に規定する営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する集団給食施設（以下「集団給食施設」という。）については、別添のとおり取り扱うこととされ、関係機関へ周知するよう依頼がありました。

学校給食においては、下記のとおり取り扱うこととしますので、適切に御対応頂くようお願いいたします。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知くださるようお願いいたします。

記

一 について

学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）はHACCPの考え方に基づいており、本基準に従って衛生管理を実施している場合、新たな対応は生じないと考えているところ、本基準に示されている点検や記録の実施、調理作業工程表や作業動線図の作成等の衛生管理を徹底すること。

また、食品衛生責任者について、学校給食においては、学校給食衛生管理基準に定める衛生管理責任者が兼ねることが可能であること。

二 について

改正法により届出が必要となる施設においては、適切に手続きを行うこと。

三 について

別添の取り扱いのとおり。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校給食係
電話：03(5253)4111（内線 2694）
E-Mail：shoku@mext.go.jp

薬生食監発0805第3号
令和2年8月5日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う
集団給食施設の取扱いについて

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）については、平成30年6月13日に公布され、また、改正法の施行に伴う関係政省令が令和元年11月7日及び同年12月27日に公布されたところ です。

この改正により、令和2年6月1日から、原則、全ての食品等事業者は、HACCP に沿った衛生管理を実施することとなったこと及び食品衛生責任者を選任することとなったことに加え、令和3年6月1日からは、営業許可の対象とならない業種の営業者については、施設の所在地を所管する都道府県知事等に営業の届出をしなければならないこととなります（ただし、HACCP に沿った衛生管理及び食品衛生責任者の選任については、施行から1年間は経過措置期間とし、その間は従来の基準が適用されます。また、営業の届出については、令和3年6月1日の施行日時点において現に稼働している施設については、6ヶ月間の経過措置期間が設けられています）。

これらの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（以下「集団給食施設」という。）についても準用されることから、貴課が所管する関係機関又は施設に対して、下記の点を踏まえて、制度の周知をし、必要に応じて指導を行っていただきますよう、御協力方よろしくお願いいたします。

記

一 HACCP に沿った衛生管理について

- (1) 従来通知している「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」（※1）は、HACCPの概念に基づき策定されていることから、既にこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じないこと。これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設においては、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書（※2）を参考にしてHACCPに沿った衛生管理を実施することも可能なこと。

※1：「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000168026.pdf>）

※2：小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書等（厚生労働省ホームページ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html））

- (2) 食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、調理師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てるのが可能であること（※）。講習会の開催予定等の詳細については管轄の保健所等に確認されたいこと。

※食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 食品衛生法第30条に規定する食品衛生監視員又は第48条に規定する食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- (2) 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法第7条に規定する衛生管理責任者若しくは第10条に規定する作業責任者又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条に規定する食鳥処理衛生管理者
- (3) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者

二 営業の届出について

- (1) 集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出ること（令和3年6月1日の施行日時点において現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出ること。）。また、電子申請システムによる届出も可能となること（※）。

※食品衛生申請等システム リーフレット (<https://www.mhlw.go.jp/content/000649302.pdf>)

- (2) なお、施設の設置者又は管理者が、調理業務を外部事業者に委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は令和3年6月1日までに通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要があること。

三 少数特定の者を対象とする給食施設について

1回の提供食数が20食程度未満の給食施設については、HACCPに沿った衛生管理、食品衛生責任者の選任及び営業の届出の規定は適用されないこと。その場合であっても、上記手引書や「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（平成9年6月30日付け衛食第201号）」（※）等を参考に、自主的な衛生管理の徹底及び向上に努められたいこと。

※「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について（平成9年6月30日付け衛食第201号）」 (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5920&dataType=1&pageNo=1)

参考

「HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ&A」（令和2年6月1日最終改正）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000153364_00001.html)